

# 全員協議会会議録

- 1 日 時 令和3年11月24日（水）  
13時30分開会 15時13分閉会
- 2 場 所 議 場
- 3 出席議員 深沼達生、川上 均、山下清美、中河つる子、鈴木孝寿、佐藤幸一、  
西山輝和、口田邦男（欠席）、中島里司、奥秋康子、加来良明、高橋政悦、  
議長： 桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長兼総務係長：宇都宮 学
- 5 説明員  
（1）町長からの申し出事項について  
（2）教育委員会からの申し出事項について  
副町長：山本 司、総務課長：神谷昌彦  
教育長：山下 勇、学校教育課長：大尾 智、社会教育課長：藤田哲也
- 6 議 件  
（1）町長からの申し出事項について  
・第8回臨時会について  
・第9回定例会について  
・審議日程の見通しについて  
（2）教育委員会からの申し出事項について  
・御影小学校の修学旅行における案件について  
・指定管理施設に係る債務負担行為額の内容について  
（3）議会運営委員会からの報告事項について  
・議会費にかかる新年度予算について  
・町職員の「年間を通した働きやすい服装の推進について」に関わる議会の対応  
（4）その他
- 7 会 議 録 別紙のとおり

桜井議長：足元の悪い中、お集りいただきましてありがとうございます。只今から、全員協議会を開催したいというふうに思う。議件については、事前にお知らせしたとおりである。町長からの申出事項ということで、第8回の臨時会、そして来月の第9回定例会等の議案の日程等について説明をいただくことになっている。その後、教育委員会からの申出事項があって、最後に議会運営委員会からの報告事項を皆さんと共有していただくことになっているので、よろしく願います。議件に移る前に、本日、口田議員におかれては、病気のため入院されているので、本日は欠席という報告をいただいている。退院については、12月20日頃というふうに言われているのでよろしく願います。

(1) 町長からの申出事項について  
・第8回臨時会について

桜井議長：それでは、議件に移る。それでは、(1) 町長からの申出事項について、副町長から御挨拶をいただいて進めたいと思う。よろしく願います。

副町長(山本 司)：最初に、先の議会で選任された山下教育長が出席しているので御紹介申し上げます。

教育長(山下 勇)：(挨拶)

副町長：山下教育長の就任の御挨拶については、今月29日に開会予定の臨時会において、改めて時間をいただきたく思っているのでよろしく願います。本日、町長において、まちづくり懇談会の日程がどうしてもずらせないため、代わって私が御挨拶申し上げます。本日は、皆さん、お忙しい中お集りをいただいて誠にありがとうございます。町長からの申出事項としては、11月29日開会予定の臨時会、更に12月7日開会予定の定例会の議案等について説明をさせていただく。どうぞよろしく願います。また、教育委員会の申出事項としては、御影小学校の修学旅行に関する報告と、12月定例会の補正予算に関連するが、新年度からのアイスアリーナと体育館の指定管理業務の債務負担行為の設定を説明させていただくのでよろしく願います。

桜井議長：第8回臨時会の予定議案について説明をお願いします。

副町長：それでは、早速、第8回臨時会の内容について御説明申し上げます。本日、皆様に議案をお配りしている。何冊かに分かれているのであるけれども、先に第8回臨時会の議案書、補正予算から説明していく。議案第76号一般会計補正予算第8号の内容である。12月の定例会の前に、特に急を要する案件についてまとめて提案をするものである。補正予算については、3つの事務事業の計上である。議案の8ページ、補正予算歳出をお開き願う。1目社会福祉総務費である。福祉灯油に係る経費として1,284万1,000円の計上である。低所得者、住民税非課税世帯の高齢世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、合わせて1,075世帯を想定しているけれども、100リットル分の灯油券を交付するものである。なお、灯油以外の暖房利用者に関しては、1万円のハーモニーギフトカードを交付して、原油高騰の支援策としてまいる考えである。本日、議案書と一緒に予算に関する説明資料というものもお配りしている。そちらも併せて御覧いただきたいと思うが、現在、灯油の実勢価格、1リットル当たり113円であるので、それで予算も積算している。ただ、今後更に灯油の単価が上昇した場合にも対応できるよう、予算総額は確保している。年内に申請事務を受け付け

て、できる限り年内の灯油券の交付を予定している。続いて、2目保健予防費である。3回目のワクチン接種に係る経費として3,760万8,000円を計上するものである。実際の接種については、医療従事者は12月から、高齢者の施設入所者については1月から、それ以外の町民の皆さんに関しては2月からの順次接種を予定している。後ほど、行政報告の資料内容で再度説明をさせていただきたいと思う。続いて、補正予算の10ページ、11ページをお開き願う。小学校管理費及び中学校管理費については、小・中学校4校にエアコンを設置する経費の計上である。これまで、エアコンは保健室、パソコン教室等、限られた教室のみ設置をしていたけれども、昨今の平均気温の上昇やマスク着用の励行による体感温度の上昇により、児童生徒の授業中の健康管理も一部厳しい状況もある。普通教室、特別教室、そして職員室など新年度に間に合うようエアコンを設置し、整備を進めるものである。具体的には、清水小学校35台のエアコン、御影小学校17台のエアコン、エアコン使用によって、受電設備を更新する、変圧器の更新も必要になっている。小学校費については、合わせて6,973万3,000円の追加。中学校についても、清水中学校25台、御影中学校15台、受電設備の更新と合わせて5,490万8,000円を計上するものである。年度内に予算執行を行い、冬休み中なおかつ冬休み以降、土日等を利用して、年度内の事業完了を予定している。

次に、行政報告にまいる。行政報告の資料を御覧いただきたいと思う。行政報告については、新型コロナウイルスワクチンの接種状況及び追加接種3回目について、補正予算とも関連するが報告をさせていただく。これまでの1回目、2回目のワクチン接種の接種率の報告、3回目の接種体制と接種場所について報告させていただく。主な改正内容については、これまで集団接種の際は会場を清水町文化センターとしていたけれども、3回目については保健福祉センターへの変更を行い、効率的な接種に努めてまいる考えである。以上が行政報告の内容である。

なお、特に資料がないけれども、今回の臨時会への案件としては、例年、国の給与条例の改正による補正予算または給与条例の改正を予定していたけれども、国会が12月に臨時会が開会され、その際に給与法案等が提案される見込みであって、まだ国家公務員に対する給与法案というのが先日成立していない。本町においても、国の法案が成立後、条例改正に向けた準備を行って、年明けの3月定例会での提案を考えている。以上、臨時会に関する説明とさせていただく。

桜井議長：只今、執行側のほうから第8回臨時会についての説明をいただいた。また、行政報告等の内容についても説明をいただいた。ここで、説明に対する質疑がないか。あればお受けしたいと思うがないか。2番、川上均議員。

川上議員：副町長にお聞きするが、小・中学校のエアコン設置事業について、これは臨時交付金の関係で今回、補正予算に出したということなのか。

桜井議長：答弁お願いします。副町長。

副町長：エアコンについては、今年の夏の学校の状況を踏まえて、夏場から教育委員会と各学校の間で今後の対策について協議をしてきたところである。今、議員から質問があった財源についても、今回、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金の一部をこのエアコンの財源とさせていただいているところである。

桜井議長：2番、川上均議員。

川上議員：補正予算ということで、これは12月の定例では間に合わないということではよろしいのか。

桜井議長：副町長。

副町長：この臨時交付金を財源にする事業に関しては、年度内に事業を完了しなければならないというのが1つの要件になっている。だからというわけではないのだが、年度内に整備を完

了させて、新年度からエアコンがある環境の中で健康管理をしていきたいという考え方である。

桜井議長：2番、川上均議員。

川上議員：基本的には、このエアコンは夏だけでなく冬の暖房にも使えるということによろしいか。

桜井議長：答弁をお願いします。

副町長：冷暖房両方できるエアコンである。

桜井議長：よろしいか。ほかにないか。7番、西山輝和議員。

西山議員：エアコンをつけるということはいいのだが、あまり子どもたちに過保護になり過ぎて、自宅にはエアコンも何もないのに学校へ来るとある。その体調不良が逆に風邪を引いたりとか、そういう体の弱い子どもがどんどんできてきて、もっと体力のある強い子どもを健康に育てていかなければいけないのに、ちょっと過保護過ぎるのではないかと思うのだが。

桜井議長：副町長。

副町長：確かに、エアコンが自宅にある方もいらっしゃるし、ない方もいらっしゃる。ただ、学校の中では必ずマスクを今、全児童・生徒に着用してもらうということで、家では多少そういったことも、マスクを外すといったことも通常の生活ではあり得るかと思う。そういった部分で、学校の集団生活の中ではマスクは取れないという状況もあるので、エアコンを設置する。ただ、当然エアコンに関しても、夏場も換気を十分するし、設定温度もそんなに低く設定はしないとといったことで、体に特に負担を、暑くてもかけ過ぎないし、寒くてもかけ過ぎることもないように、その辺はうまく環境を整えていきたいというふうを考えている。

桜井議長：7番、西山輝和議員。

西山議員：よく分かるのだが、今年度あたりも大きい扇風機を買って、風を入れてやっているわけだが、学校の教室の中は割と皆窓が開くし、風通しもいいので、そんなに子どもたちに聞いても暑いということあまり聞かれない。そういう中でするよりは、それこそ本庁庁舎の2階の40度にもなるようなところを先につけたほうがいいのではないかと思うのだが。

加来委員：議長、内容については本会議でやらなければいけないのではないか。今は予算内容の説明、つける、つけない、予算を通す、通さないは本会議でやるべきではないか。

桜井議長：西山議員、よろしいか。

西山議員：分かった。

## ・第9回定例会について

桜井議長：第9回定例会の予定議案の内容について説明をお願いします。

副町長：それでは、続いて12月定例会の議案について説明させていただく。厚いほうの第9回定例会議案といった冊子をお開きいただきたいと思う。

最初に、条例から説明していく。条例については、一部改正条例3件を予定している。簡単に内容を説明していく。議案77号清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてである。この改正については、政令の改正に伴って、子ども・子育て支援を行う事業者等における書面等の作成、保存等を行うものや、保護者等との手続に関するもので、これまで紙によるやり取りをすることが想定されていたけれども、今後、電子データでのやり取りも可能となるよう改正を行うものである。続いて、議案第78号清水町国民健康保険条例の一部を改正する

条例の制定についてである。健康保険法の施行令の改正に伴って、これまでの出産育児一時金等の支給額の基準額及び加算額の内訳を見直すものである。なお、出産育児一時金の総支給額、これまで42万円であるけれども、その総支給額の42万円については変更ない。その内訳が変わるといったような内容である。続いて、議案第79号清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定である。健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴って、令和4年度から未就学児の均等割保険税の半額を減免するための改正という内容である。以上、条例の一部改正についての概要である。

続いて、補正予算にまいる。補正予算に関しては、議案第80号から議案第85号、合わせて6会計の補正である。最初に、資料にない、予定議案にない補正予算の話をちょっとさせていただく。現在、国において子育て世帯への臨時特別給付金として、高校生までの子どもがいる世帯、18歳未満の世帯に10万円を給付するという、そういう計画がある。そのうち、5万円については年内に支給することが今現在検討されている。急を要する話であって、詳細が明らかになり次第、その子育て世帯への臨時給付金に係る補正予算を一般会計の補正予算（第9号）として作成したものを、なるべく開会日に配付したいというふうに考えている。それで、今回これから説明する一般会計補正予算（第9号）となっているが、そうした場合にはこの第9号が第10号として追加配付をさせていただくといったことで考えているので、よろしく願います。それでは、議案第80号一般会計補正予算の主な内容を申し上げます。14ページ以降が歳出の内容である。今回の補正予算に関しては、ほとんどが事務事業の完了、終了による不用額の減額である。なお、様々な費目に、燃料費について燃料高騰による単価差、アップ分については車両の燃料費、あと施設管理に係る燃料費として追加している。また、人件費については、職員の退職や育児休業の関係、扶養者の異動とか職員共済費での掛け率の変更に伴う補正が主なものである。全体的にはそういった内容であるけれども、その他の経費で特に説明を要する部分について説明申し上げます。14ページ下の6目企画費である。いきいきふるさとづくり寄附金、通常でいうふるさと納税である。寄附額が順調なため、今後の増加を見込んで、9,000万円寄附額が増加するものと見込んで、返礼品や郵便料、取扱い手数料等の経費の追加をするものである。15ページにまいる。12節54番、交通弱者移動支援事業委託料は、買物銀行バスの利用者の増加に伴って、経費70万円の追加である。その下、18節30番、地方バス路線維持費補助金は、拓殖バスが運行する帯広新得線に係る運行経費の確定により60万7,000円の追加である。36番、清水帯広線バス運行事業補助金は、十勝バスが運行する清水高校スクールバスを利用した清水帯広線に係る運行経費の確定により28万7,000円の追加である。15ページ一番下の7節17番、マイホーム取得奨励金は、当初の想定より申請件数の増加が見込まれることから、320万円の追加である。16ページにまいる。16ページの上である。33番、定住促進賃貸住宅リフォーム補助金も、申請件数の増加が見込まれることから119万5,000円追加。12目情報化推進費、12節54番、北海道自治体セキュリティークラウド次期システム移行業務委託料20万6,000円は、庁舎内のネットワーク機器サーバー等の設定変更が必要となることから委託料の追加である。13目災害対策費10節需用費については、北海道から洪水浸水想定区域の見直しが見込まれることから、当初予算措置していた防災ガイドマップ印刷経費について22万円を追加するものである。17ページにまいる。17ページの下である。1目戸籍住民基本台帳費7節、報償費15万円については、当初想定より町民葬儀許可料の支出件数の増加が見込まれることから追加をするものである。ちょっと飛んで、19ページにまいる。19ページ、3目18節135番、地域介護福祉空間整備等施設整備補助金1,370万3,000円については、認知症グループホームの防災改修費用に対する国からの交付決定があった

ので、町の会計を経由し、補助するために経費を追加するものである。20ページから21ページにまいる。下のほう、1項、児童福祉総務費12節51番、児童手当システム改修委託料だが、制度改正に伴う改修費として88万5,000円の追加である。飛んで、22ページにまいる。6目19節10番、障害児通所給付費は、当初想定より給付費の増加が見込まれることから71万7,000円の追加である。23ページ、中段にまいる。2目保健予防費12節32番、健康管理システム改修業務委託料379万5,000円は、国のオンラインサービスで個人が受けた健診結果を確認できるようにするシステムなどの改修経費として追加をするものである。25ページにまいる。3目農業振興費18節39番、産地パワーアップ事業補助金9,034万4,000円の追加は、国の事業採択を受けて畑作4品の輪作体系の維持強化のための農作業機械を導入するため、十勝清水町農業協同組合へ補助を行うものである。その下、1つ飛んで、46番、経営継承発展支援事業補助金400万円の追加は、国の助成を受けて、先代の経営者から経営移譲を受けた後継者省力農業機械の購入費の一部助成を行うものである。26ページにまいる。6目土地改良事業費18節11番、道営草地整備事業負担金50万1,000円の追加だが、町営牧場の牧草地更新事業費の追加に伴うものである。27ページ下段から28ページにまいる。1目商工振興費18節34番、清水町中小企業特別利子等補助金12万9,000円の追加については、本年度分利子補給額の確定に伴うものである。30ページにまいる。5項住宅費、1目住宅管理費、12節52番、清和団地除却工事実施設計委託料213万4,000円の追加は、当初、令和4年度の計画であったが、1年繰り上げて実施することによって、国からの補助率がアップするため前倒しで実施するものである。2目住宅建設費の12節54番、町営住宅建設工事実施設計委託料296万2,000円についても、御影にある西都団地建設に係る設計を前倒しで行うことにより、これも国からの補助率がアップすることから、前倒しで実施するため追加するものである。31ページにまいる。31ページの中段、2目教育振興費17節12番、学校情報機器整備備品88万円の追加については、当初、教員に対するタブレット端末についてはクラス担任の先生のみ用意をしていたが、指導用として全教員に配布するため、10台追加をして購入する。また、転入児童生徒のタブレットの予備機として5台を追加購入するものである。少し飛ぶ、35ページにまいる。6目御影公民館費の修繕料25万円については、御影公民館照明機器の修繕に伴う費用の追加である。37ページにまいる。1目元金、22節10番、長期債償還元金120万9,000円の追加は、今年度支払い元金の確定に伴う追加である。38ページにまいる。1目行政費、12節51番、例規整備支援業務委託料33万円の追加は、職員定年制延長等、条例改正に伴う支援業務の追加である。その下、14節13番、非常用放送設備更新事業427万8,000円の追加は、役場庁舎の非常用放送設備老朽化に伴う更新費用の追加である。その下、1目基金費、24節10番、財政調整基金積立金5,008万円の追加は、今回の補正予算に伴う歳入歳出調整額として基金に積み立てるものである。恐れ入るが、補正予算の5ページに戻っていただきたい。5ページについては、第2表、債務負担行為の追加である。4事業ある。上から、清水町公衆浴場運営管理については、5年ごとに公衆浴場の運営管理委託業者を見直ししているが、令和4年度からの業者を選定するに当たり、年度内に契約事務を行う必要があることから、限度額を770万円として設定する内容である。次、清水町文化センター舞台設備操作等業務委託については、これまで町の職員2名と一部委託会社の職員により舞台の音響、照明等の操作管理を行っていたが、専門性が求められる特殊業務であって、町職員による対応を続けている自治体も管内的には本町のみとなっていた状況もある。そういったことから、専門技術をお持ちの専門の業者に全面委託することとして、新年度からの契約内容についての契約事務を年度内に行う必要があることから、限度額を998万1,000円として提案をするものである。

その下、清水町社会体育施設運営管理についても、これまで5年ごとの管理業者の見直しを行っていたが、新体育館の建設が予定されていて、本来であれば5年間とするべきところなのだが、新体育館の維持管理経費、どの程度かかるかの積算が難しいことから、現体育館が使用される令和6年までの3年間の管理委託として、3年間総額で1億1,018万1,000円を限度として契約事務を進めるための追加である。一番下になる。続いて、清水町アイスアリーナ及び清水町御影パークゴルフ場運営管理については、5年ごとの管理業務の見直しを行っている。令和4年から令和8年までの5年間について、限度額を2億3,433万円として契約事務を年度内に進めるため、追加をするものである。以上、一般会計補正予算（第9号）の説明とさせていただきます。なお、特別会計の補正予算については、省略をさせていただきます。

続いて、議案86号、87号についてである。今、債務負担行為の説明をさせていただいたが、地方自治法の規定によって、指定管理者を指定する場合は議会の議決を要する。それで、議案86号については、清水町アイスアリーナ及び清水町御影パークゴルフ場の指定管理者として特定非営利活動法人清水町アイスホッケー協会を選定し、委託をするものである。指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とするものである。次、同じく議案第87号については、先ほど申した清水町社会体育施設の指定管理者として、特定非営利活動法人清水町体育協会を選定し、指定期間は新年度から3年間とするものである。いずれも、年度内に指定管理協定を締結する必要があることから、一般会計補正予算の債務負担行為の設定と併せて提案をするものである。

続いて、議案第88号にまいる。十勝圏複合事務組合の規約の変更である。これまで、ごみ処理施設の構成団体で幕別町にある旧忠類村地域については、ごみ処理施設の利用をされていなかった。だが、令和4年4月からは、旧忠類地区のごみも併せて処理することになったことから、規約の変更を行うものである。

続いて、議案第89号にまいる。教育委員会教育委員の任命についてである。現在、1期目の小笠原清隆委員については、12月19日で任期満了を迎える。再任について提案をさせていただきます。なお、任期については、今年12月20日から令和7年12月19日の4年間となる。次に、議案第90号農業委員会委員の任命についてである。現在、農業委員1名が任期途中で辞任されたことにより、欠員を補充するものである。地域推薦により、美蔓にお住いの西川信男氏を提案させていただきます。なお、任期は残任期となっていて、令和5年7月19日となる。以上が、議案の説明である。

なお、本日、何も資料がないけれども、行政報告1件を予定している。内容については、令和2年に行った国勢調査における調査結果の確定数値の内容である。国からの公表が11月30日に予定されている。開会当日にその内容について配付をさせていただいて報告させていただきたいと思う。

以上であるけれども、今後も議案等の提案に変更、追加等が生じたら、その都度議長並びに議会運営委員長に相談させていただきながら進めさせていただきたいと思う。よろしく願います。

桜井議長：第9回定例会について、今、予定議案の説明をしていただいた。また、行政報告もあるということである。これについて、説明に基づく質疑を受けたいと思うが、何かないか。

（なしという声あり）

桜井議長：それでは、これで第9回定例会については終わらせていただく。

## ・審議日程の見通しについて

桜井議長：審議日程の見通しについて、議会運営委員長から報告いただく。

中島議会運営委員長：第9回臨時議会定例会の日程について、まだ確定ではないけれども、開催日は決定だが、そのほかの日程について午前中、議運を開いて協議した結果を皆さんにお話申し上げたいと思う。会期については、12月7日から16日までの10日間。7日については、行政報告を考えている。これは、先ほど副町長からもお話があった国勢調査の調査結果が確定されるので、その報告ということである。所管事務調査について、これについては後ほど調査結果が報告されるということである。そして、12月13、14日、これについては一般質問を予定している。なお、一般質問の通告日は開会日の2週間前、11月30日午前中としたいと思う。だから、その結果によって一般質問の日程は変わる可能性もある。次、16日に再開をして、条例の一部改正3件、それから一般会計以下6会計の補正予算、その他組合規約の変更、人事案件、教育委員それから農業委員、そして所管事務調査の申出を考えている。最終的には、11月30日の一般質問通告後の議運で日程を確定していきたいというふうに考えているところである。先ほど、お話があったように、子育て世帯の特別給付金に係る追加補正については、提出できる段階になった時点で、今お手元にお渡ししてある一般会計補正予算（第9号）は第10号に変更し、できれば開会日に提出したいということであった。以上である。

桜井議長：只今、議会運営委員長から審議日程の見通しについて報告があった。これについて、何か質疑等があればお受けしたいと思うがどうか。

（なしという声あり）

桜井議長：なしとする。

## （2）教育委員会からの申出事項について

### ・御影小学校の修学旅行における案件について

桜井議長：それでは、（2）教育委員会からの申出事項について、2件ある。まず、①御影小学校の修学旅行における案件について、教育委員会から説明をいただく。教育長。

山下教育長：この件について、私のほうから説明させていただく。御影小学校修学旅行に係る事故についてということである。まず、概要だが、御影小学校にて令和3年11月8日から9日の1泊2日の修学旅行が行われた。11月9日、帰路の途中でトイレ休憩を取った。道東自動車道下り、由仁パーキングエリアで休憩を取った後、点呼確認を怠り、児童1名が乗っていないことに気づかないまま出発したところである。数分後に教諭らが気づき、すぐに添乗員が上り由仁パーキングエリアのガソリンスタンドの職員に保護を依頼し、その職員によって子どもが保護され、上りパーキングエリアへ移動していただいた。その後、夕張のインターチェンジでUターンし、5時ごろ上りパーキングエリアで児童を乗車させ、帰校したところである。その間、担任が児童の健康の確認と心のケアを実施している。帰校後、校長及び引率教員により児童と保護者に謝罪をしている。この間、教育委員会への電話による報告を受けている。その後の対応だが、11月10日、PTA会長とそれから教育委員会のほうに、この事故についての概要報告、相談をいただいた。同日、校内での職員会議において、この事故の報告とその原因及び今後の対応について検討し、学校の組織体制の見直しと組織強化を図ることを決定している。11月11日、6年生が登校してきた。朝の会にて担任から本件について謝罪を子どもにしている。担任以下の職員においても、当該児童



の様子はもとより、6年生全体をサポートすることを確認し、これまで以上に子どもの様子に目配りや心配りをする指導、支援に心がけているところである。11月15日、保護者と校長、教頭、教育長、学校教育課長とで面談し、事故の内容の確認と謝罪をし、今後の対応について協議した。11月16日より、スクールソーシャルワーカーを配置し、当該児童に対する見守りや相談などのサポートを実施している。今後も、2学期中は週に2日程度見守りを継続し、その後も状況を把握しながら対応していく予定である。今後の対応だが、心理カウンセラーの資格を有するソーシャルワーカーを2学期中に3回程度派遣し、見守りや相談を実施するサポートを実施する予定である。また、学校だよりで本事故について掲載していく予定である。最後に、12月の学年懇談会でこの件についての報告をしている。以上、そのような対応をさせていただきたいと考えている。

桜井議長：今、教育長から説明をいただいた御影小学校の修学旅行における案件について、この説明に対して何か御意見あればお伺いしたいと思う。12番、高橋政悦議員。

高橋議員：只今、報告を受けた内容の中で、帰りということで、これ多分、保護者の方々には帰り時間が何時頃というのは連絡していたと思うのだが、これ何分ぐらい遅れて、遅れたことによってトラブルというか、そういうのはあったのか、なかったのかというのを教えていただきたいと思う。

桜井議長：答弁できるか。教育長。

山下教育長：帰校時間が予定より1時間程度遅れた。ただ、それによるいろいろなトラブル等はない。

桜井議長：12番、高橋政悦議員。

高橋議員：それともう1点、この文面からいくと、該当児童に対して、保護者ともに、この子だけに謝罪したのか。それとも、6年生全員に遅れたことと、その保護者に対して説明をしたのか。その辺がちょっと抜けているみたいなので、その辺について説明をお願いします。

桜井議長：よろしいか。教育長。

山下教育長：子どもたちについては、先ほども話したとおり、11月11日、子どもたちに担任のほうからその状況とそれから謝罪を含めて行っている。また、6年生の保護者には、学級通信を通してもう既に保護者に状況についての報告と謝罪をさせていただいている。

桜井議長：2番、川上均議員。

川上議員：遅れた原因というか、置いていった原因。乗っていなかったということで、これトイレが混んでいてとか、その生徒がちょっとどこかに行っていたからとかという、その辺はどうか。

山下教育長：それまでは、子ども同士での確認で大体済んでいたというか、終わっていたのだが、今回それがうまくできなくて、そして本来なら担任がきちっと目認して、目で確認をしてスタートするところだったが、先ほど言ったように担任がもう、子どもたちがきちんできてきているという安心感というか、信頼感の下で行ってしまっ、きちん目認しなかったということが大きな原因である。

桜井議長：2番、川上均議員。

川上議員：あと、当該の児童が、今のところは特に問題はないということでよろしいか。

桜井議長：教育長。

山下教育長：事故後、すぐに私も子どもたちのところへ、ちょっと活動の様子を見たり、それから何回か学校に足を運んで、子どもたち——その子だけではなくて6年生全体の学びの姿を見ているが、今のところいつもどおりというか、普段どおりのように過ごしているというふうに見ているし、私も特に変わった様子はないというふうに見ている。

桜井議長：よろしいか。

ちょっと、私から質疑である。修学旅行に行かれた児童は全員で何名か。

山下教育長：17名である。

桜井議長：ほかに何か質疑ないか。11番、加来良明議員。

加来議員：この現場にいて点呼確認をできなかった教諭に対する指導、またその後の処分というか指導というのはどのようにやっているのか。

桜井議長：答弁を。教育長。

教育委員会教育長：校長が自ら当然指導をしているし、私のほうからも直接足を運んで、改めて教員としての姿勢というか、資質というか、それも含めて指導しているところであって、改めて本人も当然、これはあってはならないことを起こしてしまったわけで深く反省していたので、改めて普段の業務の中でしっかりと確認しながら物事を進めてほしいということで指導させていただいている。

桜井議長：11番、加来良明議員。

加来議員：それでは、懲戒とかそういうことにはならないということか。

桜井議長：教育長。

山下教育長：ならないというふうに思っている。

桜井議長：ほかにないか。

(なしという声あり)

桜井議長：なければ、この件については終わらせていただく。

#### ・指定管理施設に係る債務負担行為額の内容について

桜井議長：次に、②指定管理施設に係る債務負担行為額の内容について、教育委員会から説明いただく。社会教育課長。

社会教育課長（藤田哲也）：12月定例会で議案提出する指定管理者の更新に伴う債務負担行為の設定について御説明させていただくので、よろしくお願ひ申し上げます。座って説明させていただきます。提出している議案であるが、議案第80号で一般会計補正予算（第9号）の第2表、債務負担行為の補正の中で、追加という形で提出をしている。また、議案第86号で、アイスアリーナ及び御影パークゴルフ場の指定管理者の指定、議案第87号では社会体育施設の指定管理者の指定となっている。指定管理者の指定については、先ほど副町長のほうからもあったとおり、アイスアリーナ及び御影パークゴルフ場は特定非営利活動法人清水町アイスホッケー協会、社会体育施設は特定非営利活動法人清水町体育協会と、現在の指定管理者を来年度以降の指定管理期間も引き続き指定するものという形での議案提出となっている。

それでは、指定管理委託の積算内容について御説明する。お手元の資料の表紙をめくっていただき、1枚目がアイスアリーナ、御影パークゴルフ場の指定管理委託料の積算内訳となっている。御承知のとおり、指定管理委託料は、支出経費から使用料等の収入を差し引いたものが指定管理委託料となるものである。アイスアリーナ、御影パークゴルフ場においては、指定管理期間は令和4年度から令和8年度までの5か年間、5か年間合計の指定管理委託料は、上限を2億3,433万円と積算し、債務負担行為額を設定している。次に、収入、支出それぞれの項目の積算であるが、収入の使用料については、近年の収入実績と、アイスアリーナの収入については平成16年度の行財政改革の際に町内小中学生等の減免割合を引下げた経過があつて、これについて令和4年度以降、現行の減免割合を従前並

みとする規則の改正を予定しており、これを反映する形で積算している。その下、その他の収入については、主に自動販売機収入となるが、これは近年の収入実績を基本に積算しているものである。下段の支出のほうであるが、人件費については、職員数は現状の状況を考慮して、常勤職として正職員4名、通年の臨時職員1名、計5名を配置し、時間パートの臨時職員は、近年の支出実績の雇用時間数と、更に最低賃金の改定状況等も考慮して積算しているものである。なお、正職員の給与は、前回、平成28年だが、その際の積算においても年齢構成モデルを定め、町職員給与を参考とし積算をしており、今回については50歳1名、35歳2名、30歳1名の年齢構成として町職員の給与改定状況を考慮しながら積算したところである。また、通年の臨時職員については、町会計年度任用職員の給料を考慮し、積算しているものである。人件費以外の支出である。需用費、委託料、その他経費については、近年の支出実績に、今回事業者が公募の際に御提出いただいた収支計画を考慮し積算したところである。なお、委託料の積算については、設備機器の保守点検が確認実施等となる部分があることから、令和4年度から令和8年度までの各年度で若干の増減が生じる形となっているところである。

次に、1枚めくっていただき、社会体育施設の指定管理委託料の積算の内訳について御説明する。社会体育施設の指定管理期間については、新体育館建設の関係から令和4年度から令和6年度までの3か年としている。3か年合計の指定管理委託料は、上限を1億1,018万1,000円と積算し、債務負担行為の額を設定している。次に、収入、支出それぞれの項目の積算だが、収入の使用料については、近年の収入実績を基本に積算している。その他の収入については、こちらも主に自動販売機の収入となるが、近年の収入実績を基本に積算しているものである。支出のほうである。人件費については、職員数をこちらも現状の状況を考慮し、常勤職員として正職員2名、通年の臨時職員2名の計4名を配置する形とし、時間パートの臨時職員については、近年の雇用時間数の実績や最低賃金の改定状況を考慮して積算している。なお、正職員の給与は、アイスアリーナ同様、前回の積算においても年齢構成モデルを定め、町職員の給与を参考に積算していることから、今回は50歳1名、35歳1名の年齢構成として職員の給与改定状況も考慮し、積算をしているものである。また、通年の臨時職員についても、アイスアリーナ同様、会計年度任用職員の給与を考慮し、積算している。人件費以外の支出である。需用費、委託料、事業費、その他経費については、近年の支出実績と、こちらも事業者から公募の際に御提出いただいた収支計画を考慮して積算しているところである。

以上が、アイスアリーナ及び御影パークゴルフ場と社会体育施設それぞれの積算内容である。なお、アイスアリーナ及び御影パークゴルフ場、それから社会体育施設ともに、今回の提出議案を議決いただいた後に、事業者との間で指定期間や期間中の指定管理委託料等を定める基本協定書の締結を進めてまいるところであるけれども、基本協定書においては、従前同様に政策的な利用料金の減免があった場合、それから積算に用いた燃料基準単価3%を超える増減があった場合、積算単価に用いた電気料基準単価の増減があった場合、各年度ごとに清算をするものとして取り扱ってまいる考えである。また、アイスアリーナの部分であるが、設備機器の保守に係る委託料のうち、冷凍圧縮機と氷面の作製機——ザンボニーといわれる機械である——これについては、5年に1度の頻度でオーバーホールを実施してきている。過去の実績等からも、積算を当初にした委託料と大きな増減が生じてしまうという場合もあることから、今回、実績に、実施年度において基本協定の中で積算額を増減した場合には、これも精算するものというふうに取り扱う予定である。最後になるけれども、前回、平成28年度時の指定管理委託料との対比という点である。社会体育施設

では、前回と今回で指定管理の期間が異なることから、単年度当たりの対比で比較を申し上げたいと思う。アイスアリーナ及び御影パークの指定管理委託料では、単年度当たり約1,100万円の増額となっている。社会体育施設では、単年度当たり約330万円の増額となっている。人件費の増加、それから燃料単価、修繕料の増といった部分が共通している部分として主な増額要因となっているところである。以上で、私からの説明を終わらせていただく。

桜井議長：只今説明のあった指定管理施設に関わる債務負担行為額の内容説明について、何か質疑等があればお受けしたいと思うが、2番、川上均議員。

川上議員：1点だが、これ、人件費の算出というのは、これはそれぞれのNPOから出されたもので算出するのか、それとも、社会教育のほうであらかじめモデル的な形で算出するのかをお聞きしたいと思う。

桜井議長：社会教育課長。

社会教育課長：それぞれ公募事業者のほうからは、人件費の金額について要望額という形で収支計画に載っているが、この金額を基に積算をしたのではない。町のほうとして、先ほど申し上げたように、常勤職員を何名配置するのか、臨時職員を何名配置するのかについて、まず、職員数を、この点については現状の管理状況、つまり現在の指定管理者がどういった職員体系で管理をされているのかという点をまず考慮し、その上で、その積算人数に応じて、年齢構成に応じては受け手の事業者がぐっと高齢化してくるということで、なかなか職員の新陳代謝というのも事業所の規模によっては起こりづらいといった背景もあろうかと思うけれども、町のほうで先ほど申した50歳なり、35歳なりという職員のいわゆる年齢構成のモデルを作成して、これに対して50歳の職員であればいくらの金額、35歳はいくらの金額というのをはじく。前回、平成28年のときもそのような形で積算させていただき、この給料がそれぞれ改定してきている。職員の給与というのは改定されてきているし、それも改定があるので、そういった部分は職員の給与改定の状況を踏まえて、この年齢構成の部分で改定してくるという形である。当然、事業所のほうとして、現状としてアイスアリーナにせよ、体育館等にせよ、職員の人数が少ない中で職員の代謝が非常に起こりづらいというか、そんなに簡単に現実に代わるものでもないという背景があるけれども、前回の積算でそういった給与モデル構成、年齢構成をつくって町のほうで積算し、過去のこれまでの、近年までの人件費から決算状況、こういったものを考慮すると、今言ったやり方の中で、今回の積算においても十分、各事業所のほうでも職員の人件費という部分については確保できるのではないかというふうに町としては考えているところである。

桜井議長：よろしいか。2番、川上均議員。

川上議員：もう1点だけ。例えば、臨時職員、アイスアリーナ1名で598万3,000円、体育館のほうは2名で566万円、この算出というのをしたら、時間とか様々な要素の中で変わってきているということによろしいのか。

社会教育課長：通年の臨時職員の雇用情勢であるけれども、アイスアリーナ、パークゴルフ場については通年で1名というのが現在の職員の任用状況である。これに草刈り等の時間給のパート職員が、年間で約3,000時間程度雇用してきているという実績があるので、臨時職員においては通年で任用している臨時職員が1人、時間給のパートという形、スポットで入れていく職員の分が3,000時間という形でアイスアリーナが動いている。一方、社会体育施設については、平成28年の当初のときには事務系補助の職員が通年で1名いた。更に、公務補的な業務については、平成28年の当初には民間会社のほうに委託していたけれども、ここ2、3年、近年のときに、委託業者の委託から職員に、公務補業務についても通年臨

時に切り替える措置を事業所としてとっている。今回も、応募している事業者の状況としても、同じ任用形態の中で進めていきたいという事業計画があったので、現状の職員の配置状況なりも考えると、通年臨時というのが2名という形で職員の配置について積算をしたところである。

桜井議長：ほかに質問はないか。12番、高橋政悦議員。

高橋議員：説明の内容がちょっといっぱいあり過ぎてよく入ってこないのだが、要はアイスアリーナのほうで指定管理委託料、これは5年のうち4、5、6、7、8年と全部違う数字が載っているのだが、これというのは要するに委託1年目の前回のやつと比べて、2年目の前回のやつと比べてどうだとかというふうに算出したという理解でいいのか。

社会教育課長：アイスアリーナとパークゴルフ場の指定管理委託料だが、支出の側の委託料の欄を御覧いただきたいと思う。支出の側の委託料の欄が、令和4年は344万5,000円、令和5年度は364万5,000円、令和6年度、7年度、8年度とそれぞれ5か年間の委託料の金額が異なっているという形になっている。一方、使用料にせよその他の収入にせよ、支出の人件費、更に委託料を除く項目についても、全部5か年間同一になっている。したがって、指定管理委託料が支出額から施設の使用料等を差し引いた金額となるので、委託料の増減部分が、指定管理委託料5か年間が均一にならない原因である。委託料が均一にならないのは、設備の保守を隔年度で行うため、年によって委託料の設備保守というものがかかる年とかからない年というのが生まれてくるために委託料が不均一になるということである。これが要因で、指定管理委託料に各年度で差が生じているということである。

桜井議長：12番、高橋政悦議員。

高橋議員：多分、そんなことだろうとは思っているのだが、令和7年度にこれぐらい増えるというふうにした根拠とは何か。その説明はないか。

社会教育課長：令和7年度に増えるのは、委託料の中で増えているところであるけれども、令和7年度の委託の中では、電光掲示板の保守点検といった部分と、それから冷却器、ブラインポンプの保守点検といった部分がほかの年度よりもかかっている。電光掲示板については隔年実施のために、それから冷凍ブラインポンプの保守については、全部で3台保有しているのだが、これが5か年間に3回やるという形になるので、この部分の差が令和7年度の増額になっているということである。なので、委託の機器によって、冷却器のポンプを保守する年は、具体的には64万円の委託というのが過去の実績から積算している。ブラインポンプの保守をするときには、1年間で1台当たり88万円の積算をしている。電光掲示板では、2年に1度40万円の保守点検を行っているという部分で、この2つで約60万円ぐらいの差が生じると思うが、この部分の差が生じてきているということで、令和7年度は約4,700万円を超える金額になっているのはここが要因である。

桜井議長：よろしいか。12番、高橋政悦議員。

高橋議員：壊れるか、壊れないか、若しくは保守。保守だったら分かるのだが、そんな4年も先の話のものを予算づけして、管理委託料を上下させるというのはどうかと思うし、何か指定管理者のときは、要するに大きな備品とか施設改修のときはそれは行政のほうで全て網羅して、指定管理はそれ以外の部分に関してというスタートだったと思うのだが、それがいつの間にか細々したそういう大きな備品等は指定管理料の中に入れるのでということにいつからなったのか。ちょっと記憶にないのだが、そういうふうにならなくなるか分からないものを基に5年の契約を結ぶというのはどうかと思うのだが、その辺はいかがか。

社会教育課長：まず、ただいま申し上げた部分については、機器の保守点検であるので、修繕等や備品経費とはまた性質を異にするものである。過去5年間でも、アイスアリーナについて

は今回既に4期目になるけれども、当初から委託料の保守部分については5年間のスパンの中で見込額を立ててやってきたのがこれまでの経過であるので、この点については、過去の収支、支出の委託の実績、ブラインポンプならいくら、冷却器の保守ならいくらと、保守経費の部分としては簡単にいうと消耗的な部位は一定程度交換するというのが含まれてくるので、この部分については過去の収入実績や受託の事業者のほうと話をしている状況、参考見積、こういったものを踏まえて積算しているので、大きな誤差というのは生まれてこないと、また、過去にもなかったというふうな状況で捉えている。先ほど御説明の中で、私は、冷却圧縮機のオーバーホール、それからザンボニーの機械のオーバーホール、この部分については精算制を導入したいというふうに御説明をさせていただいた。この2つとも委託料の中に含まれるのだが、この2点についてはオーバーホールなので、保守と別に一定程度機器の交換というのをメンテナンスとしてやってしまう。高橋議員が御指摘のとおり、言ってみれば備品の大規模修繕みたいな要素になってくるということであるので、この点については、過去の、これまでの指定管理の委託の中では、積算で当初見込んだら、その額に増減があっても清算しないというふうになっていた。今回、こういった指定管理の積算をしていく中で、過去の実績も踏まえると、このオーバーホールは5年に1回行われるものなのだが、やはり金額が積算当初の額の半分程度にとどまっていたり、逆に、更にその前の5か年間、10年前とかだと若干上回っていたりというような部分が見られていた。当然、施設のこういった圧縮機械、それからザンボニーと車両の機械、老朽化というか、オーバーホールの経費というのはぐんと上がる場合もあるし、大したことないという場合もあるので、この部分だけは前回の支出の実績、それからオーバーホールの内容等を加味してまず積算をし、それを大きく飛び越えたり、逆に少なかったりしたときには追加で払うなり、一度払った指定管理だけど年度末に清算で返戻いただくなりという措置を、この2点だけは高橋議員が言ったとおり、実際の状況に応じるべきという部分を考慮して精算制を導入していきたいということ考えているところである。

桜井議長：ほかにないか。11番、加来良明議員。

加来議員：今、いろいろ説明を受けたのだが、要望として、この積算した基礎になる表とかを本会議までに、当日でも出していただけないか。例えば、人件費以外の支出実績表、収支計画書、人件費の積算実績表等々、予算を組むためにそれぞれの団体から出していただいた資料。見せられる、支障のないものは出していただければと思うのだがどうか。

社会教育課長：まず、各事業者から公募の際にあった事業計画書並びに収支計画書というのは、当然公文書に該当するので、情報公開の請求なりがあればこれを公表するものとなるが、この点については、今回私が説明した積算内訳とは全て同じになっているものではない。つまり、指定管理者の事業計画書をそのままここに当てはめて、いくらかかるというふうに積算しているわけではないということである。典型的なのが、アイスアリーナと社会体育施設で、例えば燃料単価というものについても若干違いが出てくるということが、積算するときに共通の単価を用いていないので、そういった部分を補正して私どもが補正をしたり、それから、事業者のほうではこの程度の消費リッター量があるという考えではあるが、私のほうでは過去の消費実態量として、積算の中では何万リッターで積算するというふうなことを作業している。また、人件費については、川上議員から御質問があったが、指定管理者の事業要望書を基礎に積算していないので、私が積算した今、大きな表をA4で渡しているが、これのいってみれば内訳明細である。例えば、委託料であればどういった委託にいくらのお金がかかっている、具体的に、何の保守点検にいくらのお金を積載しているのかというような明細をもちろん持っているもので、そういったものの一覧表であったり

とか、人件費については35歳なり、50歳なりの人件費をいくらで積算しているのかと、まづもっていくらで積算しているのだという部分というのは、この積算の明細としてあるので、この積算の明細として、その一覧の資料、ちょっと枚数が増えるかもしれないが、それぞれの議員に配付するという形は取ってまいりたいと思う。

桜井議長：11番、加来良明議員。

加来議員：議会で、これが正しく積算されているのか、また、公募した団体が正しく運営されているのかという、当然、判断資料が必要なわけで、今、できるだけ出せる部分と出せない部分というものがあるということだが、できるだけオープンにして、我々が判断できる資料を提出していただきたいと要望する。

桜井議長：いかがか。課長。

社会教育課長：逆質問という形になったら大変恐縮だが、事業者からの要望というのは、このぐらいの話があったのだという、金額ベースとしてこういうような要望額もあったのだということも踏まえて、そういった資料も見たいということで理解したほうがいいか。

桜井議長：11番、加来良明議員。

加来議員：公募だから、出せるなら出してほしい。

社会教育課長：事業者の要望額についても、要望書というのは結構な枚数になってしまうが、そういったものが一覧化できるような資料の作成をさせていただいて、積算の内容と、逆に要望した側の事業の要望額というのはこういう中身になっていたというような部分について、一覧化したような資料のものを作成し、配付させていただく。

桜井議長：よろしいか。ほかにないか。

(なしという声あり)

桜井議長：なければ、この件については終わらせていただく。

それでは、執行側についてはここで退席をいただく。

休憩する。

【休憩 14：57（執行側退席）】

【再開 14：58】

### (3) 議会運営委員会からの報告事項について

#### ・議会費にかかる新年度予算について

桜井議長：それでは、休憩前に引き続き会議を続ける。

続いて、(3) 議会運営委員会からの報告である。2件あるので、これについて議会運営委員長のほうから説明いただく。

中島議会運営委員長：議会費にかかる新年度予算、中身については道外の市町村行政調査は、会議規則等運用例で委員会ごとに原則として任期中に1回とし、予算の範囲内で行うことができるとされている。令和2年度は、当初予算案に計上された費用を修正、削除。令和3年度は、コロナ禍により計上見送り。調査内容など実施の必要性、実施の場合の視察先等を各常任委員会で協議し、対応を確認していただきたい。なお、11月29日の臨時会終了後、委員会で結論を出していただければというふうに考えているところである。これは、議会事務局は、新年度の予算を作成するに当たっての日程的なこともあるので、このような考え方でお願いしたいと思う。

もう1件も続けてさせていただく。もう1件、清水町議会研修要綱に基づく研修につい

とということであるが、従前より市町村アカデミー等の研修所、研修の費用弁償3名分を計上していたが、コロナ禍によって今年度は実施されていない。それで、新年度の予算措置について協議をしていただきたいというふうに思っている。よろしく願います。

桜井議長：今、議会運営委員会委員長のほうからあった。補足として、ちょっと局長のほうから願います。

事務局長：只今、御説明いただいた件である。1点目の道外の研修の旅費であるが、現在12月4日期限で町の予算の取りまとめがされている。その年によって、この予算の要求のときにかちっと方向性が決まって積算を上げていた場合、あるいは大枠で予算を取っていた場合等もあったかと思うが、今回、通常の状態と若干、議員の皆さんの任期中にこの事業を実施することについて、実施の時期が通常と違うということも含めて、予算の措置についてどうしていこうかということでお話したところである。それぞれ常任委員会の中で、現状に則した中での研修等の必要性、それとこういった方面、具体的にこういったものを実施していきたいというところについて、各常任委員会のほうで考え、判断していただいた中で、予算計上に当たっての具体的な確認をしていくことができればというところの話でまとまったところである。期間的なものとして、11月29日に皆様お集りいただく臨時議会の際に常任委員会を開いて、その中で具体的な確認ができればというところで、この場で提起をさせていただいて、それぞれの議員の皆様個々のお考えを11月29日までにまとめていただいて、11月29日の常任委員会でそれぞれ一定程度の方向確認をしていただければということの説明であった。

また、もう1点の研修の部分であるけれども、過去に実施をしてくる中では、3名分の予算を例年、慣例的に確保をして、その中で参加希望の方を募って研修に参加をしていただいていたところである。こちら、令和2年、3年とコロナ等の関係で研修所自体が研修の実施を見送るとか、いろいろな状況があって実施できていない状況である。新年度予算措置については、この実施できていない部分も含めて従前の3名掛ける何年というお話も過去に出たことがあるが、先ほどの議会運営委員会の中では、研修による議員個々の資質向上、スキルアップのためには要望のある研修を十分に行っていただくだけの人数分も確保すべきではないかという御意見もあった。そういったところも踏まえて、予算措置についてどのぐらいの規模で予算を確保していくべきかというところ、内容についても協議をいただきたいというところである。

桜井議長：只今、議会運営委員会からの報告ということで、議会費に関わる新年度予算の予算要求について、委員長と局長のほうから説明をいただいたが、これは、臨時議会の後に常任委員会を開いて、そこで意見調整をして要求をしたいというふうに考えているが、こういった進め方の中でよろしいか。

(異議なしという声あり)

桜井議長：ではそういうふうにさせていただきます。

#### ・町職員の「年間を通した働きやすい服装の推進について」に関わる議会の対応

桜井議長：次に、町職員の年間を通した働きやすい服装の推進についてに関わる議会の対応について、議会運営委員長から説明をお願いします。

中島議会運営委員長：今年度から、職員については年間を通して働きやすい服装の推進ということで、副町長名で通知が出ている。それらを踏まえて、議会としてどのように対応していったらいいのかということで、資料として多分これ、道議会の環境のものを添付させていた



だいているが、年間を通しての働きやすい服装の推進ということで、省エネを意識し、室温に合わせた服装として、それぞれの状況、判断により室温に合わせた服装とするものとしている。道の事例について添付している。道議会は、上着、ネクタイ着用ということで、後ろの資料のとおりである。会議規則等運用例に、本会議場の会議には、所定の記章を着用し、背広、ワイシャツ、ネクタイの服装で出席することを原則とし、女性議員については品位のある服装とすることと定めている。町議会では、夏場のクールビズの導入については、平成27年6月2日の議運で確認して、同年6月定例議会からノーネクタイを実施している。これらについても、職員のほうでそういう流れの中で、議会としてどのような対応をしたらよいかをお諮りを、皆様方に御協議を願いたいということで、お話をさせていただいた。これらについても、ここで協議するのか、先ほどの研修等の協議、常任委員会が開催されるということなのでお願いしている中で、それぞれで協議していただくほうがいいのか、それも併せて協議願えればと思う。

桜井議長：只今、議会運営委員長のほうからナチュラル・ビズについての説明と、その対応について説明があったが、この協議については議会会議規則等運用例もあったが、こういった形の中で、先ほどの案件とともに常任委員会で話していただくか、それとも、この全員協議会の中で話を進めるか。どういう進め方がよろしいか、お伺いしたいと思うがいかがか。

（「議運でいいのではないか」という声あり）

桜井議長：今、議運で進めればいいのかという話だが、よろしいか。

（異議なしという声あり）

桜井議長：委員長、よろしいか。

中島議会運営委員長：協議させていただく。

桜井議長：分かった。それでは、議運のほうで協議するということに決めさせていただく。

特に、何か議員の皆さんの中で、これに関して意見があればこの場で受けたいと思うが、ないか。4番、中河つる子議員。

中河議員：こういう服装に関しては、議運には女性が入っていないので、女性の人も1人入ったほうがいいのではないかとと思うがどうか。

桜井議長：どうか。中河議員、参考意見として聴取する。それで議運のほうで判断するということがよろしいか。

中河議員：よろしい。

#### （4）その他

桜井議長：皆さんのほうから、その他ないか。

（なしという声あり）

桜井議長。これで、全員協議会を閉じさせていただく。御苦労さまであった。

【閉会 15：13】